

**2025-2026 年度国別研修ウクライナ
「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、ウクライナから脊髄損傷患者に対するリハビリテーションを行う実務者であり且つ所属病院及び地域において技術移転の中核を担う人材と期待される者を招聘し、所定の案件目標を達成するべく必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は昨年度 JICA 関西と共に同様の研修を実施しておりウクライナで行われているリハビリの現状について蓄積があること、また、全国でも数少ない認定理学療法士の臨床認定カリキュラム教育機関（切断・脊髄損傷の 2 分野）であり、関西地域随一且つ国内屈指の知見とネットワークを有することから以下「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- （1）業務名：2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」に係る研修委託契約
- （2）案件概要：別紙 2 「研修委託業務概要」のとおり
- （3）実施期間（2025 年度 1 回目）：2025 年 6 月 26 日～7 月 26 日（予定）
- （4）契約履行期間（同上）：2025 年 6 月 24 日～10 月 31 日（予定）

※2025 年度 2 回目、及び 2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- （1）基本的要件：
 - 1）公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

案件受託上の条件として、2025 年 6 月度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度末まで計 4 回、本案件を受託可能であること。なお、2025 年 6 月度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、以降 3 回も継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は回毎に業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2025 年 5 月 19 日（月）から 6 月 2 日（月）12 時 30 分まで
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：松碕）
	提出書類	別紙 3 参加意思確認書 別紙 4 資格審査申請書 別紙 5 誓約書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」参加意思確認書の提出（団体・社名〇〇）】
(2) 審査結果の通知	通知日	2025 年 6 月 6 日（金）
	通知方法	メール又は郵送で通知（参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知） ※なお、特定者には JICA 関西ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西 研修業務課（担当：松碕）
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」参加意思確認公募／応募要件無しの理由請求（団体・社名〇〇）】
	請求期限	2025 年 6 月 13 日（金）
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2 (1) (2) の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

- (12) メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
 - ① メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
 - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します(ただし、パスワードについては、別メールにて送付します)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
 - ③ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
 - ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の 17 時までに)受信確認メールを送付しますが、万一連

絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課：JICA 関西研修業務課

以 上

別紙 2 「研修委託契約業務概要」

2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度 6 月度の第 1 回に係るものである。第 2 回及び 2026 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募要件（2）その他の要件を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」

（2）技術研修期間（予定）

全体受入期間：2025 年 6 月 26 日～7 月 26 日

技術研修期間：2025 年 6 月 30 日～7 月 25 日

（3）研修員（予定）

① 定員：各回 4 人（予定）

② 研修対象国：ウクライナ

③ 研修対象組織・対象者：

＜対象機関＞リウネ州退役軍人病院（ウクライナ保健省がリハビリテーションの中核拠点と定める 7 病院の 1 つ）

＜対象人材＞リハビリテーション実務者（リハビリテーション医師、理学療法士、作業療法士、リハビリテーション看護師各 1 名）

＜資格要件、職務経験＞今後の技術移転をリードしていく人材として所属病院及びウクライナ保健省から推薦を受けた者

（4）研修使用言語：ウクライナ語（講義等は、日本語で実施し、JICA が通訳を手配して対応する。）

（5）研修の目的：戦争による重度の外傷患者増加に伴う長期的なリハビリテーションニーズや、より専門的なリハビリテーションサービスへのニーズに応えるべく当該分野における中核的医療従事者の能力強化を行うもの。

（6）案件目標：研修員に対し、日本において実施されているリハビリテーション技術（胸腰髄損傷患者に対するものを中心に、一部頸髄損傷患者に対するものを含む）を習得せしめる。併せて、両国のリハビリテーション技術体系・

関連制度・用具等の比較を通じ、今後のウクライナにおける改善の方向性が提案される。

(7) 単元目標（アウトプット）

1) リハビリテーション（胸腰髄損傷患者に対するものを中心に、一部頸髄損傷患者に対するものを含む）について、ウクライナ側の現状と本邦での実施状況の違いを説明できる。

2) ウクライナにおけるリハビリテーション技術及び関連制度・用具等の課題を説明できる。

3) 日本におけるリハビリテーション技術及び関連制度・用具等のうち、ウクライナへの導入が有益であると考えられるものを選定する。

4) 本研修で得た知見を踏まえた個人乃至所属組織の行動計画（アクションプラン）が策定される。

(8) 研修内容

1) 研修項目（見込み）

1. 日本における脊髄損傷の評価スケール（Zancoll i 分類）と損傷レベル評価、ADL 目標の設定及び一連のリハビリテーション実技
2. バリアフリーの基準、リハビリテーション用具の質・流通や係る補助金制度、その他自立生活を推進する環境
3. その他研修員及び所属病院の興味に応じた内容

2) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 6 月 24 日～10 月 31 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員に対して、研修目標達成のために脊髄損傷患者に対するリハビリテーション技術・制度についての研修を行う。

① 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合に

は、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

③ 見学・研修旅行：

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる研修計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

④ レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷・配布業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の回収・評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席、討議の先導
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取

- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってウクライナ語－日本語の逐次通訳を1名配置予定です。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター契約担当役
所長 木村 出 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書 別紙 4
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近 1 ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(写) (その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

資格審査申請書

20 年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
 関西センター契約担当役
 所長 木村 出 殿

2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏 名	(* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	西暦 年 月 日
本社所在地	〒 TEL : FAX :

2 担当者連絡先（JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方）

担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合 は記入不要)	〒 TEL : FAX :
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏 名	Email :

3 希望する資格の種類（*注：登記されている事業に限る）

資格の種類	注）希望する資格に○印をご記入ください。（複数選択可）
物品の製造	
物品の販売	
役 務 の 提 供 等 （物品の製造、販売以外全て）	

4 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5 添付書類

添 付 書 類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記事項証明書（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注）公的機関が発行する書類（1. 登記事項証明書、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

別紙 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

1 営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① $(A + B) \div 2$

2 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小計	A	B
合計	② $A + B$ (注3)	

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

3 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	③ $(A \div B) \times 100 (\%)$
流動負債（千円）	B	

4 営業年数 登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

④	年
---	---

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター 契約担当役
所長 木村 出 殿

2025-2026 年度国別研修ウクライナ「保健分野能力強化-リハビリテーション（実務者研修）-」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所

法 人 名

法 人 番 号

役 職 名

代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、兵庫県の暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）に定める禁止行為

を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報という。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上